

議第16号

三島市手数料条例の一部を改正する条例案

三島市手数料条例（平成12年三島市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第44号の2中「第3項」を「第5項」に改め、同号の表を次のように改める。

区分		手数料の額		
住宅を 新築す る場合	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する住宅性能評価書（次号において「住宅性能評価書」という。）又は同法第6条の2第3項に規定する確認書（以下この号及び次号において「確認書」という。）を添付する場合	一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この号から第44号の4まで及び第44号の7から第44号の9までにおいて同じ。）	15,000円	
		一戸建ての住宅以外の住宅	1棟当たりの申請に係る戸数（以下この号から第44号の4まで及び第44号の7から第44号の9までにおいて「申請戸数」という。）が1戸のもの	15,000円
			1棟当たりの申請戸数が1戸を超え5戸以下のもの	26,000円
			1棟当たりの申請戸数が5戸を超えるもの	42,000円

			の	
	その他の場合	一戸建ての住宅		52,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅	1棟当たりの申請戸数が1戸のもの	52,000円
			1棟当たりの申請戸数が1戸を超え5戸以下のもの	118,000円
			1棟当たりの申請戸数が5戸を超えるもの	187,000円
住宅を増築し、又は改築する場合	確認書を添付する場合	一戸建ての住宅		22,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅	1棟当たりの申請戸数が1戸のもの	22,000円
			1棟当たりの申請戸数が1戸を超え5戸以下のもの	38,000円
			1棟当たりの申請戸数が5戸を超えるもの	61,000円
その他の場合	一戸建ての住宅		77,000円	
	一戸建ての住宅以外の住宅	1棟当たりの申請戸数が1戸のもの	77,000円	
		1棟当たりの申請戸数が1戸を超え5戸	176,000円	

		以下のもの	
		1棟当たりの申請戸数が5戸を超えるもの	280,000円
備考 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定により、当該長期優良住宅建築等計画が建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合は、この表に定める額に第28号に定める額に相当する額を加えて得た額とする。			

第2条第44号の2の2の表を次のように改める。

区分			手数料の額	
住宅を 新築す る場合	住宅性能評価書又は確認書を添付する場合	一戸建ての住宅	12,000円	
		一戸建ての住宅以外の住宅	1棟当たりの申請戸数が1戸のもの	12,000円
			1棟当たりの申請戸数が1戸を超え5戸以下のもの	21,000円
			1棟当たりの申請戸数が5戸を超えるもの	34,000円
	その他の場合	一戸建ての住宅	31,000円	
		一戸建ての住宅以外の住宅	1棟当たりの申請戸数が1戸のもの	31,000円
			1棟当たりの申請戸数が1戸を超え5戸	67,000円

			以下のもの	
			1棟当たりの申請戸数が5戸を超えるもの	107,000円
住宅を増築し、又は改築する場合	確認書を添付する場合	一戸建ての住宅		17,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅	1棟当たりの申請戸数が1戸のもの	17,000円
			1棟当たりの申請戸数が1戸を超え5戸以下のもの	30,000円
			1棟当たりの申請戸数が5戸を超えるもの	49,000円
	その他の場合	一戸建ての住宅		45,000円
		一戸建ての住宅以外の住宅	1棟当たりの申請戸数が1戸のもの	45,000円
			1棟当たりの申請戸数が1戸を超え5戸以下のもの	99,000円
			1棟当たりの申請戸数が5戸を超えるもの	159,000円
備考 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定により、当該長期優良住宅建築等計画の変更が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかど				

うかの審査を受けるよう申し出る場合は、この表に定める額に第28号に定める額に相当する額を加えて得た額とする。

第2条第44号の3の表中

「

市長が定める機関が交付した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合	一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この号及び次号において同じ。）			1件につき5,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分（人の居住の用に供する部分（共用廊下、共用階段その他の市長が共用部分と認めるもの（以下この号及び次号において「共用部分」という。）を除く。）をいう。以下この号及び次号において同じ。）	申請に係る戸数（以下この号及び次号において「申請戸数」という。）が1戸のもの	1件につき5,000円
			申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	1件につき10,000円
			申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	1件につき17,000円
			申請戸数が11戸以上のもの	1件につき29,000円
	共用部分	床面積の合計が300平方メートル以下	1件につき10,000円	

			のもの	
			床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき17,000円
	非住宅部分 (住戸部分及び共用部分以外の部分をいう。以下この号及び次号において同じ。)		床面積の合計が300平方メートル以下のもの	1件につき10,000円
			床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき17,000円
	その他の建築物		床面積の合計が300平方メートル以下のもの	1件につき10,000円
			床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき17,000円

を

「

市長が定める機関が交付した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に適合する	一戸建ての住宅			1件につき5,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分(人の居住の用に供する部分(共用廊下、共用階段その	申請戸数が1戸のもの	1件につき5,000円
			申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	1件につき10,000円
			申請戸数が6	1件につき17,000円

<p>ことを証する書面を添付する場合</p>	<p>他の市長が共用部分と認めるもの（以下この号、次号及び第44号の7から第44号の9までにおいて「共用部分」という。）を除く。）をいう。以下この号、次号及び第44号の7から第44号の9までにおいて同じ。）</p>	<p>戸以上10戸以下のもの</p>	
		<p>申請戸数が11戸以上のもの</p>	<p>1件につき29,000円</p>
	<p>共用部分</p>	<p>床面積の合計が300平方メートル以下のもの</p>	<p>1件につき10,000円</p>
		<p>床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</p>	<p>1件につき17,000円</p>
	<p>非住宅部分（住戸部分及び共用部分以外の部</p>	<p>床面積の合計が300平方メートル以下のもの</p>	<p>1件につき10,000円</p>

	分をいう。 以下この 号、次号及 び第44号の 7から第44 号の9まで において同 じ。)	床面積の合計 が300平方 メートルを超 えるもの	1件につき17,000円
	その他の建築物	床面積の合計 が300平方 メートル以下 のもの	1件につき10,000円
		床面積の合計 が300平方 メートルを超 えるもの	1件につき17,000円

に改め、同条第44号の7の表中

「

市長が定める機 関が交付した建 築物のエネル ギー消費性能の 向上に関する法 律第35条第1項 第1号に掲げる 経済産業省令・ 国土交通省令で 定める基準に適 合することを証 する書面を添付 する場合	一戸建ての住宅（人の居住の用以外 の用途に供する部分を有しないもの に限る。以下この号から第44号の9 までにおいて同じ。）		1件につき5,000円	
	一戸建 ての住 宅以外 の住宅	住戸部分 （人の居住 の用に供す る部分（共 用廊下、共 用階段その 他の市長が 共用部分と 認めるもの	申請に係る戸 数（以下この 号から第44号 の9までにお いて「申請戸 数」という。） が1戸のもの	1件につき5,000円
			申請戸数が2 戸以上5戸以	1件につき10,000円

」

<p>(以下この号から第44号の9までにおいて「共用部分」という。)を除く。)をいう。以下この号から第44号の9までにおいて同じ。)</p>	<p>下のもの</p>	
	<p>申請戸数が6戸以上10戸以下のもの</p>	<p>1件につき17,000円</p>
	<p>申請戸数が11戸以上のもの</p>	<p>1件につき29,000円</p>
	<p>共用部分</p>	<p>床面積の合計が300平方メートル以下のもの</p>
	<p>床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</p>	<p>1件につき17,000円</p>
	<p>非住宅部分(住戸部分及び共用部分以外の部分)をいう。以下この号から第44号の9までにおいて同じ。)</p>	<p>床面積の合計が300平方メートル以下のもの</p>
	<p>床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</p>	<p>1件につき17,000円</p>
	<p>その他の建築物</p>	<p>床面積の合計</p>

		が 300 平方メートル以下のもの	
		床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの	1 件につき 17,000 円

を
「

市長が定める機関が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号に掲げる経済産業省令・国土交通省令で定める基準に適合することを証する書面を添付する場合	一戸建ての住宅			1 件につき 5,000 円
	一戸建ての住宅以外の住宅	住戸部分	申請戸数が 1 戸のもの	1 件につき 5,000 円
			申請戸数が 2 戸以上 5 戸以下のもの	1 件につき 10,000 円
			申請戸数が 6 戸以上 10 戸以下のもの	1 件につき 17,000 円
			申請戸数が 11 戸以上のもの	1 件につき 29,000 円
	共用部分		床面積の合計が 300 平方メートル以下のもの	1 件につき 10,000 円
			床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの	1 件につき 17,000 円
	非住宅部分		床面積の合計が 300 平方メートル以下	1 件につき 10,000 円

		のもの	
		床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき17,000円
	その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	1件につき10,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1件につき17,000円

に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第2条第44号の2及び第44号の2の2の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

令和4年2月15日提出

三島市長 豊岡 武士